

パブリックコメント手続実施要項

作成日：令和7年(2025年)6月2日

案件の名称	路上喫煙禁止条例の一部改正に関するパブリックコメント
パブリックコメント手続実施の目的	現在、市では各駅周辺区域を路上喫煙禁止地区に指定することを検討しています。その素案を公表し、市民に広く意見を募集します。
実施部局名	みどりまちづくり部 環境動物室
(問い合わせ先)	環境動物室 環境政策グループ (電話：072-724-6189)
パブリックコメントの対象となる資料	箕面市路上喫煙禁止条例の一部改正(素案)について
参考資料	(現行)箕面市路上喫煙禁止条例
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (アドレス： https://www.city.minoh.lg.jp/kankyou/rojoukituenkinsijourei/rojoukituenpabukome.html) (2) みどりまちづくり部 環境動物室 (箕面市役所 別館5階54番窓口) (3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター (6) 西南生涯学習センター (7) 中央図書館、東図書館、船場図書館 (8) みのお市民活動センター ※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで、(5)～(8)は、各施設の開館日、開館時間
意見等の提出期間	令和7年(2025年)6月2日から6月30日まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付 ※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)

LoGo フォーム
QR コード



意見等を提出できるかた	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意見等を提出する際の必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。</p> <p>公表時期：令和7年(2025年)7月頃</p> <p>※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備考	

パブリックコメント手続 意見書

件名（素案の名称）	路上喫煙禁止条例の一部改正(素案)について	
提出者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分 (あてはまる番号に○をつけてください。)	(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体	
意見・提言など		

箕面市路上喫煙禁止条例の一部改正（素案）について

改正の目的・経過

- 箕面市では、平成23年(2011年)4月に箕面市路上喫煙禁止条例を施行し、市民等※¹の安全及び健康的な生活を確保することを目的に、箕面駅周辺から箕面大滝周辺に至るまでの範囲内において、路上喫煙※²を禁止する道路等※³を路上喫煙禁止地区として指定しています。
- 令和6年(2024年)3月、北大阪急行線が延伸し、箕面船場阪大前駅と箕面萱野駅の2駅が新設されたことで、市内の人の往来は大きく変化しました。
- 今回の条例改正により、歩行者の往来の多い市内の鉄道各駅周辺を路上喫煙禁止地区に追加指定し、さらなる安全及び健康的な生活の確保を目指します。

改正の概要

箕面市路上喫煙禁止条例第6条に規定する路上喫煙禁止地区として指定することのできる範囲に、以下の範囲を追加し、各駅周辺を路上喫煙禁止地区とします。

【新規追加】箕面萱野駅、箕面船場阪大前駅、桜井駅及び牧落駅の周辺

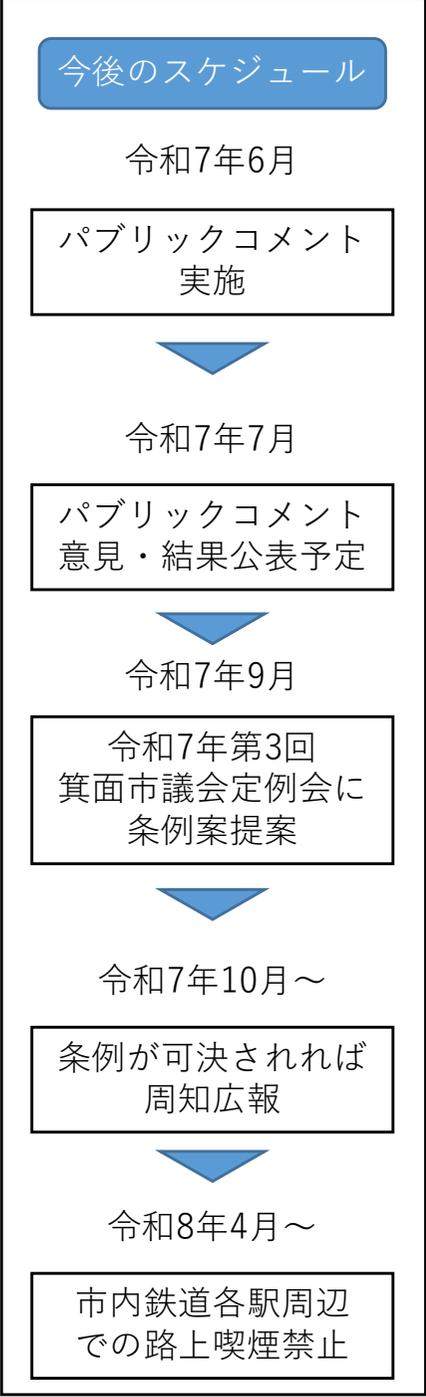
また、箕面駅周辺の路上喫煙禁止地区に、(仮称)新みのおサンプルザ1号館周辺を追加します。

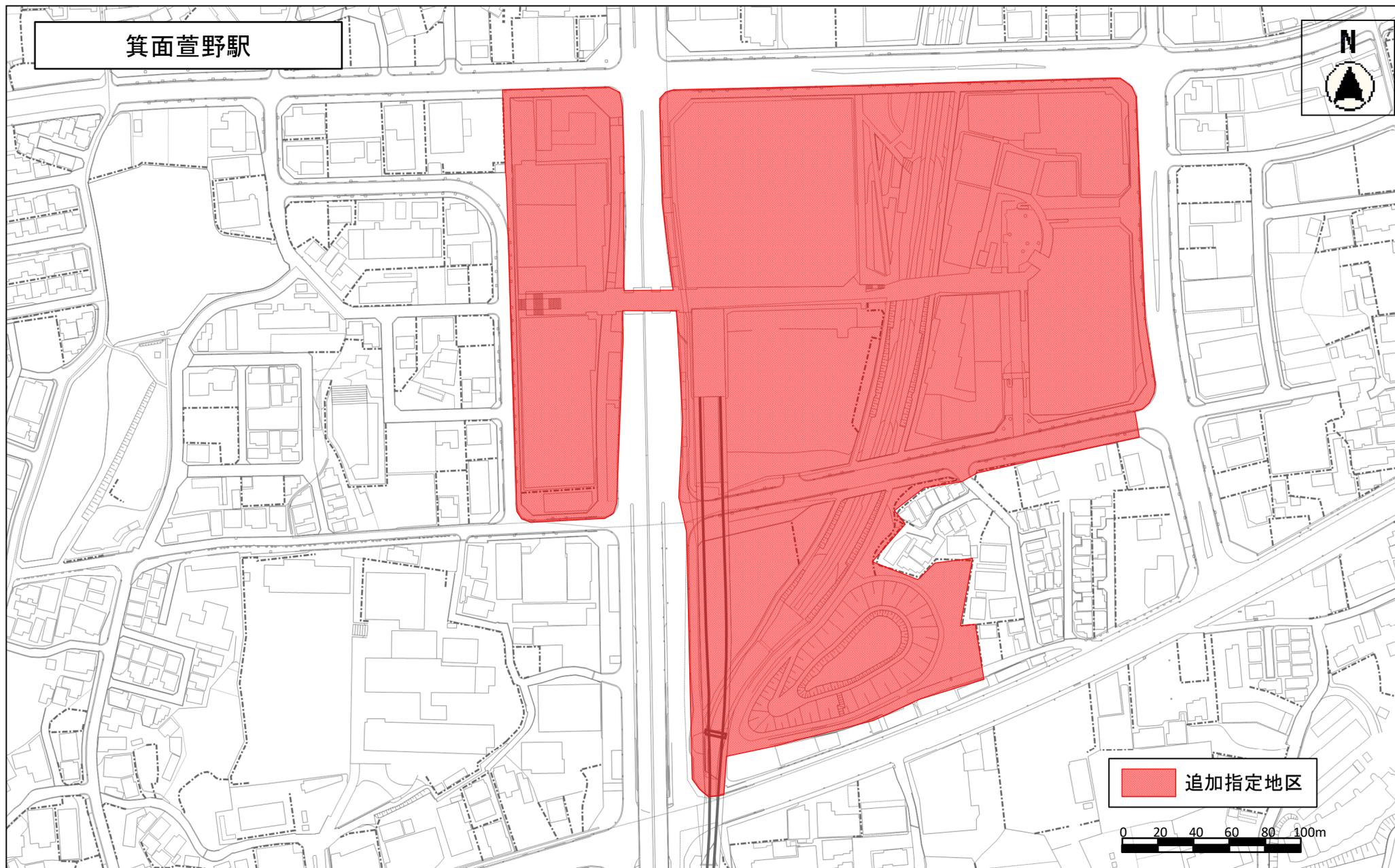
※各駅周辺の禁止地区案は別図のとおりです。禁止地区は、着色部分のうち道路等に限りま

※指定範囲内に喫煙することができる場所を指定する予定はありません。

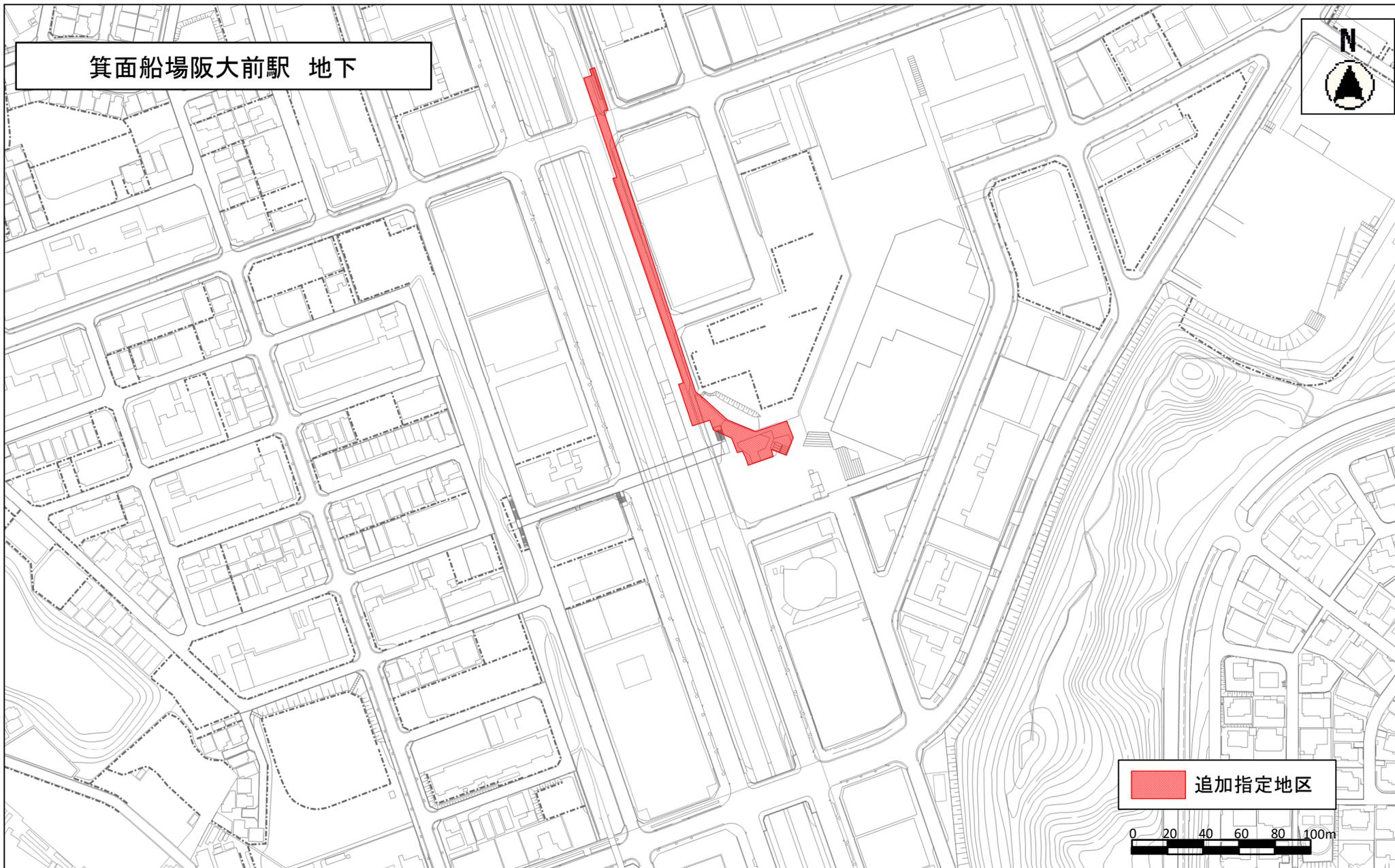
用語の定義

- ※1 市民等とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいいます。
- ※2 路上喫煙とは、道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること(自転車等※³に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含む。)をいいます。
※自転車等とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいいます。
- ※3 道路等とは、道路、広場、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。)をいいます。

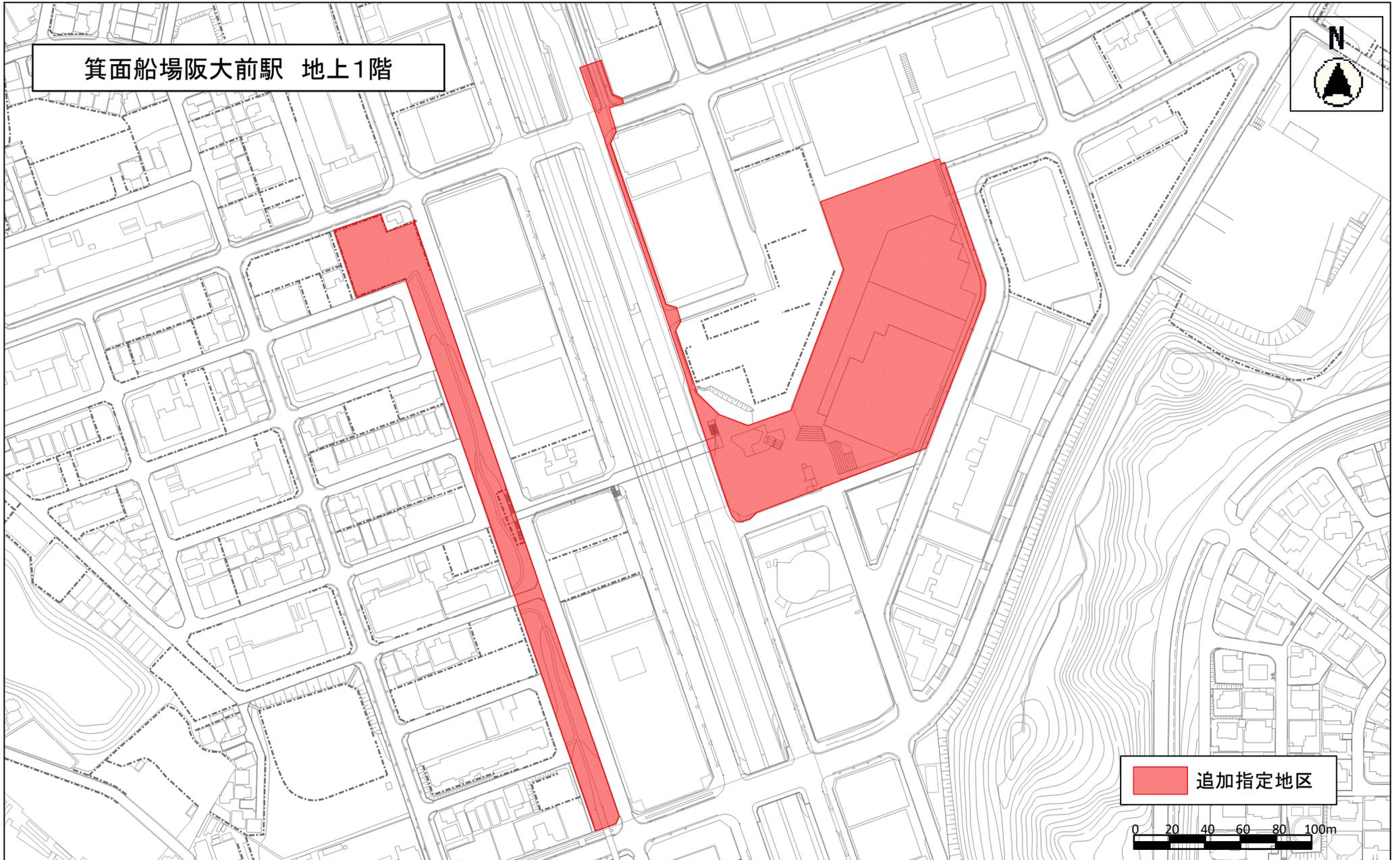




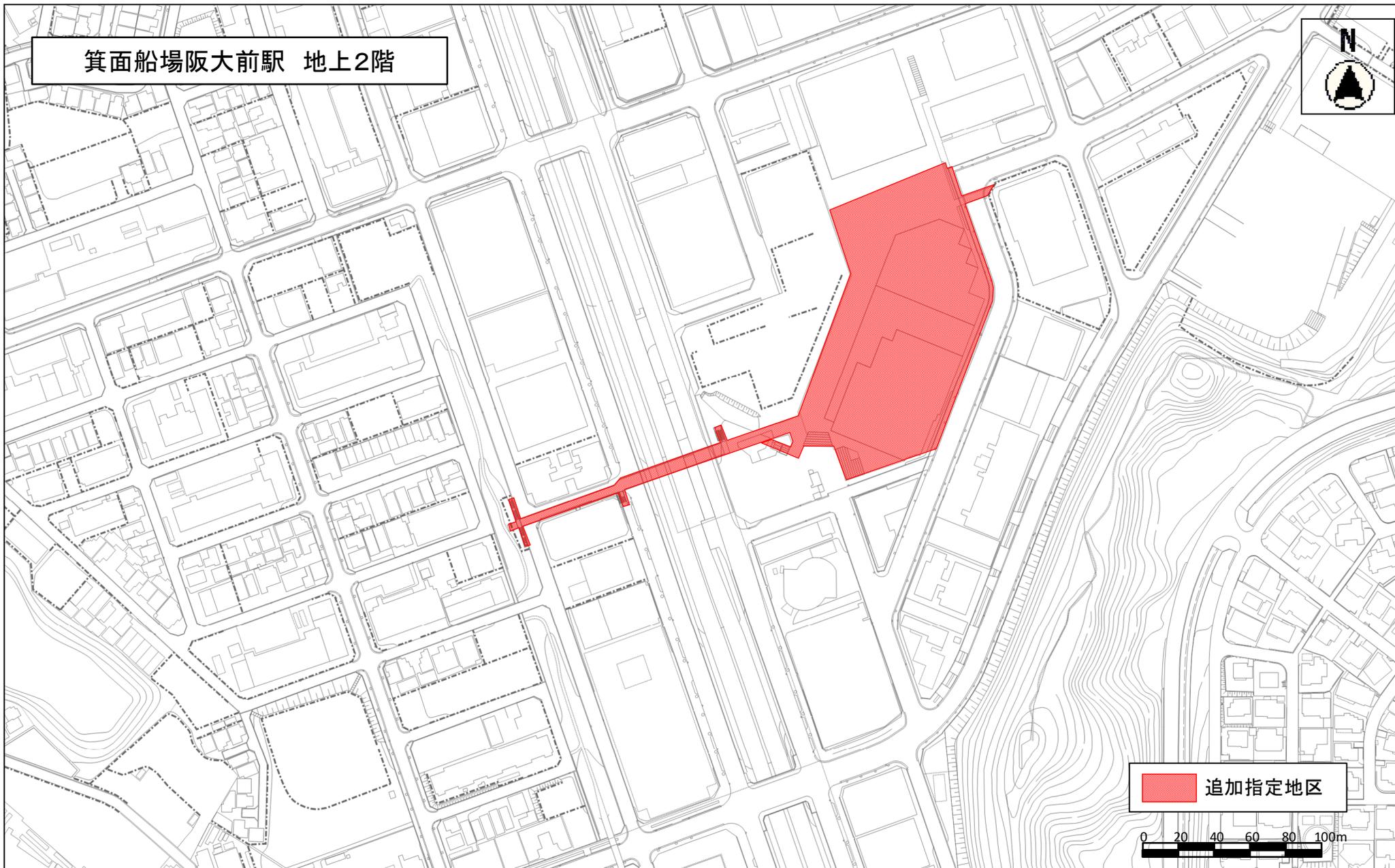
※禁止地区は、着色部分のうち道路等(道路、広場、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。))に限ります。



※禁止地区は、着色部分のうち道路等(道路、広場、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。))に限ります。

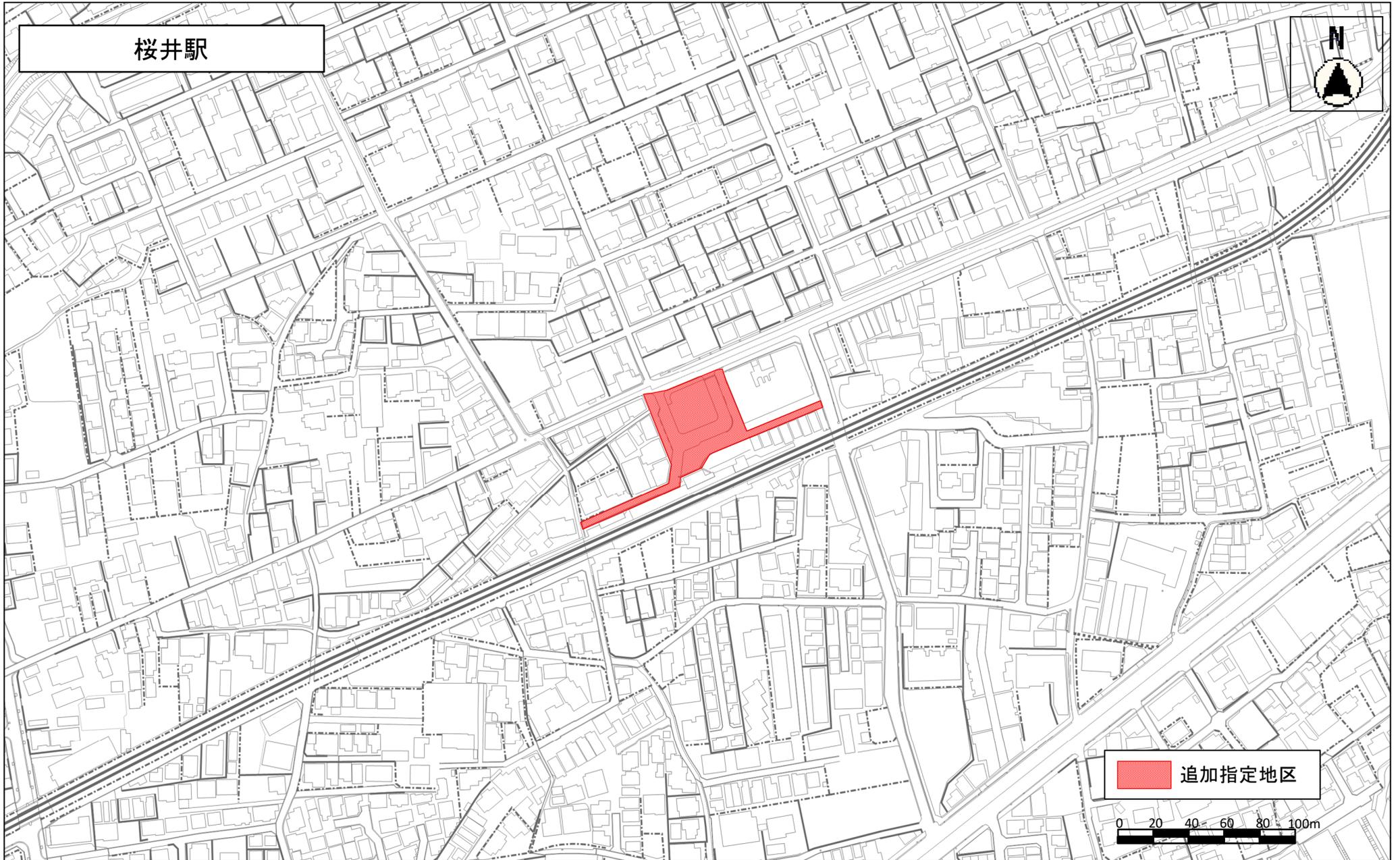
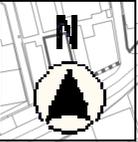


※禁止地区は、着色部分のうち道路等(道路、広場、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。))に限ります。



※禁止地区は、着色部分のうち道路等(道路、広場、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。))に限ります。

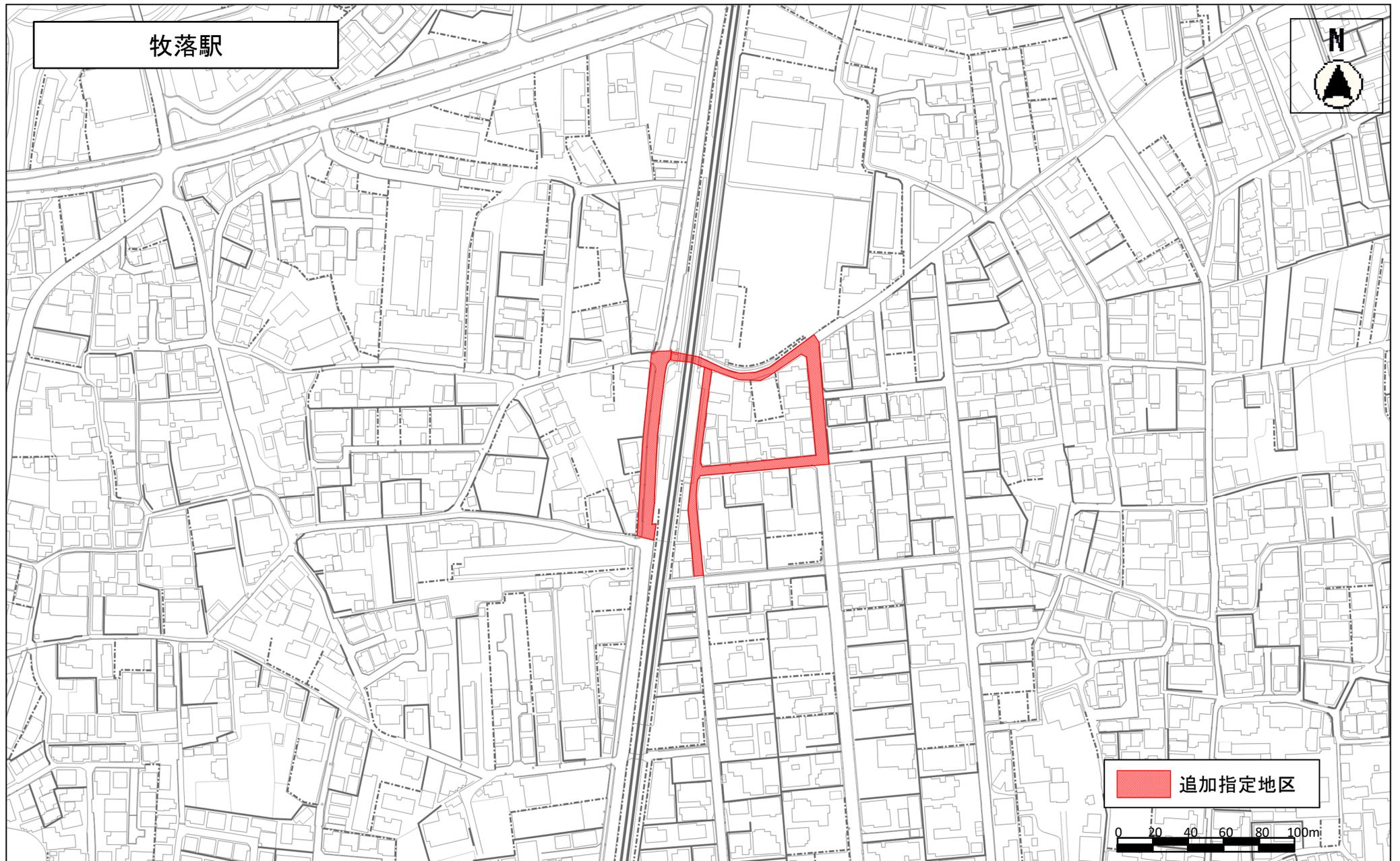
桜井駅



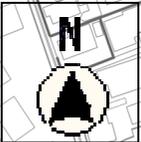
追加指定地区

0 20 40 60 80 100m

※禁止地区は、着色部分のうち道路等(道路、広場、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。))に限ります。



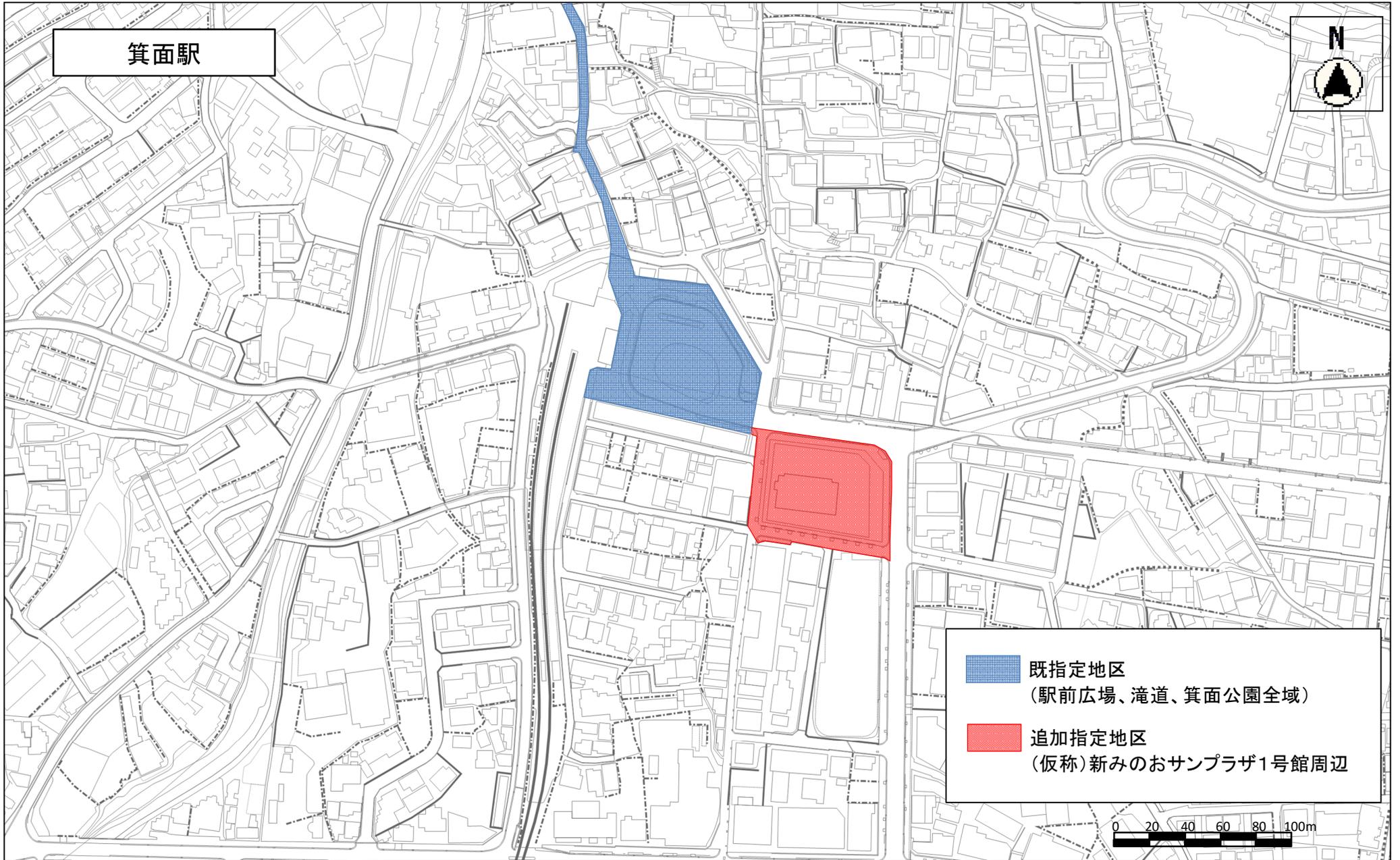
牧落駅



追加指定地区

0 20 40 60 80 100m

※禁止地区は、着色部分のうち道路等(道路、広場、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。))に限ります。



※禁止地区は、着色部分のうち道路等(道路、広場、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。))に限ります。

【参考資料】（現行）箕面市路上喫煙禁止条例

○箕面市路上喫煙禁止条例

平成二十二年十月八日

条例第三十八号

（目的）

第一条 この条例は、路上喫煙の禁止について必要な事項を定めることにより、市民等の安全及び健康的な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路等 道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- 二 自転車等 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車並びに同法第三条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 三 路上喫煙 道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含む。）をいう。
- 四 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（市の責務）

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、路上喫煙の禁止に必要な施策を実施するものとする。

（市民等の責務）

第四条 市民等は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、路上喫煙により他人に被害を与え、又は迷惑をかけることのないようにしなければならない。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、第三条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（路上喫煙禁止地区等の指定）

第六条 市長は、必要があると認めるときは、箕面駅周辺から箕面大滝周辺に至るまでの範囲内において、路上喫煙を禁止する道路等を路上喫煙禁止地区として指定することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区内において喫煙することができる場所を指定喫煙場所として指定することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区又は指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除することができる。

4 市長は、前三項の規定により路上喫煙禁止地区又は指定喫煙場所を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨を告示するものとする。

(路上喫煙の禁止)

第七条 市民等は、路上喫煙禁止地区内（指定喫煙場所を除く。）において路上喫煙をしてはならない。

(指導)

第八条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、路上喫煙の中止を指導することができる。

(現場における職員の権限)

第九条 市長は、当該職員をして、現場で前条の規定による指導及び第十三条の規定による処分に係る事務を行わせることができる。

(身分証明書)

第十条 前条の規定により指導及び処分に係る事務を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、第七条の規定に違反した者又は関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(弁明の方法)

第十一条 第十三条の規定による過料の処分の際の弁明は、箕面市行政手続条例（平成九年箕面市条例第一号）第三章の規定にかかわらず、その場で書面を提出してするものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十三条 第八条の指導に従わず、なお第七条の規定に違反した者は、千円の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 路上喫煙禁止地区及び指定喫煙場所の指定に関し必要な手続その他の準備行為は、平成二十三年四月一日前においても行うことができる。